



Title	ドイツ社会民主党と植民地問題
Author(s)	山田, 義顕
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1974, 7, p. 1-22
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47971">https://hdl.handle.net/11094/47971</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## ドイツ社会民主党と植民地問題

山田義顕

### はじめに

一八八四―八五年、ドイツ帝国は、アフリカおよび南太平洋諸島に植民地を獲得し、「植民地帝国」として新たな出発点に立つ。<sup>(1)</sup>この海外膨張は、その後一時的停滞を示すが、ドイツ帝国は世紀転換期には諸列強との角逐をとまないつつ、ヴィルヘルム二世 Wilhelm II 治下のもとで強力な対外膨張政策にのりだす。国際的に帝国主義的状况が醸成されるなかで、内政問題と対外問題は密接な結合を示し、ドイツにおいてもそれは例外でなく、一八九七年にはじまる「結集政策」die Sammlungspolitik、一九〇七年に成立する「ビュロー・ブロック」der Bülow Block<sup>(2)</sup>はいずれも、内政的基盤の再編成を楨杵として、対外的に帝国主義的世界政策を推進したものである。

小党分立の状況にあるドイツ諸政党も、政府の世界政策をめぐる離反と結合をくりかえすが、次第にシヨールヴィニズムの波にのみこまれていく。そのなかで、ドイツ社会民主党 die Sozialdemokratische Partei Deutschlands のみは、すくなくとも、第一次世界大戦勃発に至るまで、反世界政策陣営の唯一のトレーガーとし

て重要な地位を占めることになる。すでに、世界最大の労働者政党として第二インターナショナル *die II Internationale* で指導的役割をはたしていた党の世界政策批判は、国際的にも多大の影響を与えるものであった。しかし今日、大戦勃発に際し、党は従来唱導していた労働者の国際的連帯の理念を放棄し、政府の戦争政策を支持するという予期に反した行動をとった事実が知られている。この事実を注視するとき、大戦前の党の世界政策批判の具体的内容の質が問われてよからう。

本稿は、とりわけ、帝国主義の現象形態のひとつと考えられる植民地政策にたいする党の理論的、実践的批判の内容に焦点を絞りつつ、党史の一側面に検討を加えんとするものである。

周知のごとく、ミケル Johannes von Miquel によって開始された「結集政策」は、関税政策、艦隊政策、懲役法案を三位一体として政府陣営の再編を企図したものである。<sup>(3)</sup> すでに、大商工業ブルジョアジーを中心とする国民自由党 *die Nationalliberale Partei* は、汎ゲルマン主義を唱え、政府与党として世界政策の強力な推進者の役割をはたしていたが、<sup>(4)</sup> 東エルベの農業家層をその支持勢力とする保守党 *die Konservative Partei* も、保護関税政策の強化を代償として艦隊政策を認めるところとなり、ここに、両者の結合のもとに世界政策遂行の共同フロントが形成される。<sup>(5)</sup> また、それとともに、膨大な陸海軍費および植民地統治費の財源が確保されたのである。一方、カソリックという宗教的絆で国民各層を党内に共存させていた中央党 *das Zentrums-Partei* は、帝国議会において常に一〇〇前後の議席を有し、その動向いかんでは「結集政策」を瓦解させることができた。しかし、その

性格からして、党は世界政策に直接的利害関係をもつものでなく、帝国議会でのその地位を活用して内政改革を中心とする自党案の採用とひきかえに政府陣営に加わる<sup>(6)</sup>。植民地政策に関する党の立場は、従来原住民保護とキリスト教布教という倫理的、宗教的側面から批判的であつたが、九〇年代に、「片手にバイブルを、片手に銃をもち、両手で植民を逐行する」という政府キャンペーンを受け入れる<sup>(7)</sup>。要するに、中央党は、政治指導権を掌握するために世界政策に関しては、いかなる立場をもとりえる状況にあつたといえよう。自由主義左派は、バムベルガー Ludwig Bamberger・リヒター Eugen Richter を中心として、八〇年代には私的企業にたいする国家援助を拒否し、植民地政策を財政的見地から非難していたが、九〇年代前半期、選挙敗北とマンチェスター主義をめぐる対立から分裂を生じるや、その批判も次第に温和なものとなつた<sup>(8)</sup>。こうして、保守党・国民自由党・帝国党・中央党・自由主義左派の一部を与党とする帝国議会多数派の形成をみ、世界政策推進の共同フロントが確立されたのである。

世紀転換期に、諸政党がナショナリズム攻勢にまきこまれるなかで、社会民主党のみがそれにたいする批判勢力として立ち現われる。一八九八年帝国議会選挙で五六議席、一九〇三年に八一議席と着実に党勢を拡大しつつあつた党の世界政策批判は、当然、政府を憂慮せしめ、「結集政策」も社会民主党にたいする政治的対抗という意図をその根底にもっている<sup>(9)</sup>のである<sup>(11)</sup>。

この時点にいたるまで、植民地政策批判は、党内で比較的重要視されていない。帝国の对外膨張に関しては折にふれて批判的立場から言及されてはいるが、原則的見解はなお確立していない状況であつた。多くの議会主義政党に

とつて内政・経済政策が党の主要目的であり、対外政策は内政の目的を達成する手段であつたように、社会民主党においても対外政策にたいして社会主義の原則から理論的批判を定立することはなかつたのである。彼らが常に植民地政策を拒否しつづけたのは、現存国家と資本主義体制に反対するという立場をそのまま拡大適用したものにすぎない。<sup>(13)</sup>したがつて、「マルクスの子」と自負しながらもその批判の具体的内容は奇妙に混乱した点が窺える。しかもそれが、後には党内における三派—急進派・中央派・修正派—の力学的関係によつて規定されているのである。<sup>(14)</sup>急進派・中央派は、植民地政策を資本主義の存続、延命手段と規定し、そのなかに社会主義運動への危険—すなわち、労働者階級の解放の遅延—をみる。<sup>(15)</sup>この見解は、一八八四—八五年の「航路補助金問題」—それは、植民地に向かう私的汽船に国家が補助金を与えるものであつたが—を契機として植民地問題が論じられたとき、マルクス主義の立場からそれを非難せんとした党機関紙『ゾチアルデモクラート』*der Sozialdemokrat*によつて代表される。<sup>(16)</sup>たとえば、党指導部のリープクネヒト Wilhelm Liebknecht は、植民地政策を「社会問題の輸出」と捉え、資本主義社会崩壊の徴候をそのなかにみている。<sup>(17)</sup>

しかし、この潮流は党内で支配的勢力となるにいたらない。党理論の主流は、ラッサール主義とブルジョア・デモクラシーの影響下にあつた。党は、「すぐれて文明促進的政党として…市民社会の基盤のうえに発展しえた文明の萌芽を培養し」<sup>(18)</sup>なければならず、「諸国民は平和な自由競争において文明の成果を追求すべきである。一国民を他の国民から閉めだしてしまふことは進歩の妨害である」、<sup>(19)</sup>として進歩の理念から党の立場を位置づけている。植民地政策にたいする党の公的見解は、それが国際関係を悪化させ、ドイツ産業の発展を遅滞させるといふ面から導かれた。植民地政策は、「資本主義的發展に不可欠の要素」でも、また、「不可避的産物」でもなく、ドイツの産業に利

益をもたらすものでもない。<sup>(20)</sup> カウツキー Karl Kautsky によれば、それは、冒険的で「支配者の好んでもちいる」合理的政策にすぎないということになる。<sup>(21)</sup>

植民地政策にたいする党の認識および反証を総括すれば、以上のように、社会主義的、自由貿易主義的、自由主義的、進歩主義的、文明論的視点が窺えるであろう。ドイツの自由主義勢力は、イギリス・フランスに比して未成熟のまま体制内化し、帝国内でブルジョア・インタレストを充足させるにとどまっております、社会民主党は、彼らが放棄した自由主義理念を肩代りして受容することになったのである。<sup>(22)</sup> 党組織の拡充を至上目標とする党指導部は、分裂を回避する意味からこうした理論的不整合に決着をつけることなく世紀転換期を迎える。

## 二

一八九七年、膠州湾強制借用にはじまる中国進出を契機として、ドイツ世界政策は本格期にはいる。党内においてもふたたび植民地問題に関する論議が活発化するが、それはおおむね、従来立場を踏襲するにとどまるものであった。<sup>(23)</sup> しかし、植民地政策に反対投票するにとどまり、具体的な党政策をそれに対置することのない党の伝統的な立場にたいして、新たに具体的、積極的にこの問題にアプローチしようとする潮流が党内にあらわれる。すでに一八九〇年、改良主義を唱導したフォルマル Georg Vollmar <sup>(24)</sup> は、ドイツの立場から植民地政策を文明化の手段として評価し、私的企業による植民地進出を是認しているが、修正主義をうちだし党路線の全面的変更を唱えたベルンシュタイン Eduard Bernstein <sup>(25)</sup> は、植民地政策に關しても好意的態度を示す。

かれは、膠州湾借用をとりあげ、その獲得の「方法」を非難したが借用の「目的」に同意する。「ドイツ国民は

中国が分割されてドイツが中国の一部を分与されることに、なんらの利益もたない、しかし、中国に関するすべての諸問題について、ドイツが決定的な発言権をもつことに……ドイツは一大利益をもっている」<sup>(26)</sup>。この点に関して、

「膠州湾の獲得は……ドイツ外交政策の最大の悪行ではなかった」し、また、「膠州湾の租借が、中国でのドイツの将来の利益の保証獲得に帰着したかぎり」、「社会民主党もまた、その原理をいささかも傷つけることなくこれを是認できるはずである」<sup>(27)</sup>。かれは、この根拠を「ヨリ高度な文明がヨリ高度の権利をもつ」<sup>(28)</sup>という点に求める。ヨーロッパ

パ文明による野蛮な植民地の開発こそ崇高な義務であるというこの「文明論的植民地観」をもって、かれを帝国主義擁護者と速断することはできないが、すくなくとも、帝国主義国家の勢力均衡のうえに諸列強の衝突を回避せんとしたのである。また、かれは、諸列強の植民地に矛先を向ける政策を拒否したが、ドイツの経済圏での植民地設立はこれを認める<sup>(29)</sup>。この観点は、党内の改良主義的指導者に多大の影響を与えることになる。たとえば、カルヴァー Richard Calwer やヒルデブランド Gerhard Hildebrand らは、ベルンシュタインの路線をさらにおしすすめ、

労働者階級の利益をドイツ帝国の発展と同一視するという国家社会主義的傾向をうちだす。かれらは、ドイツ労働者階級が、海外植民地によって間接的利益を受け、ヨリ高い賃金を獲得できると主張したし、クウェッセル Ludwig Quessel は、原住民教化の面から原住民の強制労働を認めるにいたる<sup>(30)</sup>。多少のニュアンスの相違こそあれ、修正主義者にとつては、植民地政策は資本主義の延命手段でなく、したがって、労働者にとつてもなんら主要な闘争目標でなかったのである。ヨーロッパ諸列強と同じく、ドイツ資本主義も強力な対外政策をもって、帝国の、したがって労働者階級の成長を促進することが肝要であったといえよう<sup>(31)</sup>。

一九〇〇年マインツ党大会は、はじめて「世界政策」を議事日程にのせる。それは、ドイツ世界政策と党内修正派の

挑戦に応じて党の原則的立場を確立せんとしたものである。ジンガー Paul Singer は次の決議案を出す。植民地政策は、一常に増大する資本を投資するために新たな機会を狙っているブルジョアジーの貪欲な欲望に、また、新たな販売市場をめざす衝動<sup>(32)</sup>に起因する。この政策は、「土地の暴力的略奪」と「原住民の抑圧と搾取」を行なうものであり、また、「対抗する列強の競合と摩擦をひきおこし」、「危険な国際的衝突の萌芽を含む」ものである<sup>(33)</sup>。そして、党の任務は、この「強欲・搾取政策」にたいし、「人間による人間のあらゆる抑圧と搾取の敵として決定的な反抗」を行なうことにある、と。<sup>(34)</sup>

この決議案は、大会にて圧倒的多数で可決される。しかしなお、それは、革命的に定立されたとは言い難く、倫理的観点にのつとつて原住民の権利の保証を要求するという側面も顕著である<sup>(35)</sup>。マルクスの場合には、あらゆる倫理的要素を容赦なく除去する発展的厳粛主義がその基礎になっているが、党の場合には、倫理的文化的人類発展の理念がその基底にある。したがって、国家権力の行使による独占化と対立者の排除をめざす帝国主義的植民地政策の本質は、なお充分認識されていなかったといえよう。「シナおよびヨーロッパ外の領域に関して、門戸解放の原則」に賛成し、「勢力範囲の限定」に反対すべきである、との修正案が無条件で採択されたことは、そのことを示して余りあるものである。<sup>(36)</sup>

一方、第二インターナショナルも、一九〇〇年パリ大会で、列強の軍備拡張、国際的緊張、軍事衝突と関連させて植民地問題をとりあげている。ドイツにおける修正主義の登場だけでなく、イギリスではフェビアン協会がブーア戦争を支持し、帝国主義的政策を文明化の点から促進しようとした折から、インターの姿勢が問われることになったのである。<sup>(37)</sup> オランダのファン・コール H. H. van Kol によって起草された決議案は、植民地膨張が資本主義に



不可避的な付随現象であると同時に、ヨーロッパ戦争の脅威とシヨウヴィニズムの源泉でもあり、その目的は資本家の利潤を高め、資本主義体制を固持することにある、としている。<sup>(38)</sup>そして、「軍国主義、海軍拡張政策、あるいは植民促進のための支出には、議会で無条件に反対する」ことを各国社会主義政党の義務とし、国際的紛争が生じた場合には、労働者の国際的反抗でもって応ずることをインター幹部に委任する決議が採択された。<sup>(39)</sup>

こうして、インターは、国際的連帯の立場から原則的立場を確立したが、インター幹部は各国諸政党にたいする拘束力を有しておらず、戦争勃発の危機に際しての各国諸政党の具体的措置は不問に附されている。したがって、各国諸政党は、自国内での位置、あるいは政府の政策に依じて具体的戦術をとることになる。すなわち、政府の政策をいかに評価するかは、党、とりわけ議会議代議員によって決定されることになるのである。そして、インター決議からの逸脱は、社会民主党の場合、はやくも一九〇四年に露見する。

一九〇三年末、ドイツ領西南アフリカに生じたヘレロ人を中心とする原住民の反乱は、ドイツ植民地経営の無能、横暴さを衆目のもとに曝し、帝国政府が反乱鎮圧費を含める植民地予算案を帝議院に提出するや、激しい論議をひきおこすところとなる。一九〇三年選挙で八一議席<sup>(40)</sup>(第二党)を獲得し、同年のドレスデン大会において修正主義勢力を圧倒的多数で否決(二八八対一一)した党は、この法案にたいして当然、攻撃を加えるとともに法案拒否の立場を採るものと思われた。しかし、帝議院会党フラクションは、一括して投票保留の行動を行ったのである。<sup>(41)</sup>主観的にはどうであれ、客観的には帝国の植民地政策を正面から拒否しえない状況が党内指導部に生じていたといふことをこの事実は意味している。そして、それは、党内勢力の変化に起因するものであった。

すでに述べたように、「組織第一主義」の方針から内政問題を主要な闘争目標としていた党は、組織の急速な拡大

とともに党内に異なつた潮流を共存させることになる。当時、帝国の経済的發展と符号して、労働組合運動の台頭が著しく、しかも社会民主党の傘下にあつた「自由労働組合」die Freien Gewerkschaftenは、組合員二百数十万を数え、<sup>(42)</sup>党に多大の影響を与えていたのである。この組合は、「労働貴族」という中産階級意識をもつた階層を中核とし、労働者の生活改善を訴える経済闘争を基本的路線としていた。<sup>(43)</sup>それゆえ、党の理論的闘争、対外政策批判には無関心で中立主義を掲げていたが、組合の要求貫徹の手段としての帝国議会の重要性を認めざるをえなくなり、次第に組合代表を党内に送り込んでいく。<sup>(44)</sup>かれらは、その立場から資本主義の漸次的改良による社会主義国家の建設を志向する修正派との結合を強化していったのである。一九〇三年選挙の大躍進はこの労働組合勢力に負うところが大きく、それゆえ、その動向を無視する政策は党分裂回避の立場から排除することができなかつた。一見したところ矛盾したかにみえる一九〇三年大会決議は、党の伝統を固持しようとする急進派と党指導部を握る中央派が、急進的黨員とりわけ地方黨員の支持のもとに修正主義勢力を押えた結果であるが、中央派は、一方においては組織の維持、拡充のために修正派との妥協を模索しつつあつたのである。先述の植民地予算案にたいする党フラクションの投票保留は、党内勢力の均衡を意図する指導部中央派の動揺を示すものといえる。一九〇四年ブレーメン党大会は、フラクションの行為を激しく非難したが、結局、事後承認されることとなる。この投票保留の方針は、一九〇六年ふたたび放棄されるが、この問題はすくなくとも帝国の植民地政策にたいする党の公的姿勢が温和化し、原則からの逸脱が現実のものになつたことを意味している。

ドイツ政府の世界政策は、一九〇五年のモロッコ危機、一九〇六年のアルヘシラス会談の不首尾、さらには大陸同盟というカイザーの夢の挫折、英露接近の動きを契機として、次第に孤立化していく。<sup>(45)</sup> ドイツ外交政策の動揺は、当然国内にも反映し、「結集政策」は、中央党の離反とともに崩壊の危機に瀕する。中央党の議会支配を極力排除せんとする政府の意図は、中央党の不興をかゝい、エルツベルガー Matthias Erberger を中心とする党内急進派の台頭とともに、党は反政府陣営に加わったのである。<sup>(46)</sup> ここに政党配置関係は大きな変化を示し、政府にとつてもその再編成が危急の問題となる。一九〇六年五月、中央党が社会民主党、自由主義左派と組んで植民地追加予算案、鉄道建設案、植民省設立案のことごとくを廃案にもちこんだとき、「結集政策」は実質的にその存在意義を失ったのである。

宰相ビュロー Bernhard von Bülow は、ついに、世界政策陣営を再編すべくナショナル・ブロックを企図する。同年、リヒター Eugen Richter とつう個性ある指導者を失った自由主義左派は、リベラル・イムペリアリズムへと質的転換を遂げつつあったが、ビュローは、この陣営が選挙後政府与党に旋回する確約をとるや、同年十二月十三日、帝国議会解散にふみきつたのである。<sup>(48)</sup> ビュローは、この選挙を「ドイツがヨーロッパ強国から世界強国に発展できるかどうかの偉大なテスト」と規定し、反政府政党をドイツの名譽に挑戦し、ドイツ植民地帝国に脅威を与える反国民的分子と刻印したのである。<sup>(49)</sup> 植民地に関するキャンペーンでは、祖国の重要な利益が危険な状態にあるとして政治に無関心な国民の愛国心に訴え、その政治的無気力からかれらを呼びおこさんとした。この愛国的アピールは、政府支持層を獲得する唯一の手段であったし、また、政府ブロックを形成するであろう諸政党―保守党・国

民自由党・自由主義左派、等々を結びつける唯一の共通問題でもあったのである。<sup>(50)</sup> 政府は、植民地問題をこの愛国的アピールに利用した。植民地膨張は国家の榮譽と安寧を守るための政策であるがゆえに、帝国はそれを推進する帝国議会をもたねばならない。<sup>(51)</sup> と。また、植民地の経済的将来をバラ色に描き、ドイツ文明をアフリカに拡大することはナショナルな義務である、とも主張されている。<sup>(52)</sup> 政府だけでなく、ブロック政党あるいは諸々の愛国的・反社会主義的団体も、祖国の榮譽をスローガンとして幅広く国民各層に訴えかける。<sup>(53)</sup>

選挙キャンペーン当初、攻撃の矛先は中央党に向けられ、とりわけ国民自由党のバツサーマン Ernst Bassermann<sup>(54)</sup> らは Los von Rom へのスローガンを掲げ、中央党の教皇至上主義を激しく非難したのである。しかし、政府および保守党は、文化闘争の経験に鑑みて過激な攻撃を極力避け、社会民主党に攻撃的の的を移していく。一九〇三年選挙の大勝、その組織力と統一性、さらには中央党と組んで植民地法案を廃案にもちこんだその勢力、などが政府にいつそうの脅威を与え、また、社会主義革命を危惧する国民層の一部にも党の進出は恐るべきものに写つたのである。社会民主党は、「盲目的自信過剰」とオプチミズムの精神で選挙に突入する。<sup>(55)</sup> 修正主義問題は、一九〇三年ドレズデン大会で表面的には決着がついていたし、自由労働組合との和睦は、一九〇六年マンハイム大会で成立をみていた。<sup>(57)</sup> この党組織と豊富な資金をもつて、一九〇三年選挙以上の勝利を確信していたのであるが、党指導部は、愛国的アピールの力を過少評価していた。<sup>(58)</sup> 党は、選挙で植民地行政の腐敗とスキヤンダルを喧伝し、海外膨張を批判したが、それを全体の一部とし、なお内政問題にウェイトをおいていた。その信条たるマルクスの階級闘争、革命理論が説かれることはなく、低関税、低間接税、植民地費用および陸海軍費の削減のなかに労働者の利益をみんとする傾向が主潮を占めていたのである。<sup>(59)</sup> もちろん、政府のアピールに抗して鋭い論調でそれを批判した党機関紙

も存在していたが、植民地問題や愛国主義のもつ意義はできるだけ減殺され、国民の経済的利益を前面におしだす点が顕著であったといえよう。キャンペーンのなかでも、抑圧と搾取のない植民地政策を支持するということがたびたび主張されている。<sup>(60)</sup>

選挙結果は、ナショナルな問題を争点としての政府の強さと中央党の宗教的紐帯の強固さを示す。ブロック諸政党は、計二一六議席（一九〇三年選挙では一七七議席）を獲得したが、一方、中央党・社会民主党・ポーランド党の野党は一六八議席（一九〇三年は二一六議席）に凋落し、もはや議会多数派を形成することができず、ここに国民総結集を計った「ビューロー・ブロック」が完勝したのである。中央党はなお一〇〇議席を得、依然として第一党の地位を確保したが、社会民主党は議席の半数近くを失い、四三議席（三八議席の減少）へと落ちこんでいる。この選挙は、八四・七％という前代未聞の投票率を示し、<sup>(61)</sup>そのことは中間浮動層の投票参加を意図しているが、政府の意図したごとくその票の多くは自由派に流れたのである。反国民的分子として刻印された政党がいかに苦しい闘いを強いられたかということが、如実に示されたのである。社会民主党が、二八・九％の投票率を得ながら一〇・八％の議席しか獲得できなかった原因は、もちろん選挙区制にも問題があったが、一九〇三年選挙と同じ選挙区で闘われた以上、それが敗北の主要な原因であったとは言いがたい。<sup>(62)</sup> 党が極力過少評価した政府の植民地論議と愛国的キャンペーンこそが党敗北の主要なファクターであったといえよう。

ところで、党はこの選挙敗北をいかに認識していたのであろうか。修正派は、非社会主義的共鳴者を考慮に入れず、資本主義の崩壊を必要以上に誇張した点に敗北の原因を求める。<sup>(63)</sup> かれらは、従来の教条的な立場を放棄し、それに代わる現実的改良主義的な政策の採用を主張したのである。また、植民地に関する党の原則的拒否を非有効的な政

策と弾劾し、ドイツの海外発展をドイツの経済的利益から公然と支持する論者もあらわれる。<sup>(64)</sup>一方、指導部中央派は、選挙敗北を偶然の産物とみなし、労働組合との協調によっていつそう組織の拡充に努めるべきだとの方針を採<sup>(64)</sup>り、この敗北を契機として、党の革命性が鋭いものになるだろうとの楽観的見解を示すにとどま<sup>(65)</sup>っている。

党は、ドイツ国内で呼びおこされたナシヨナリズムの魔性を的確に認識できなかつた。世界強国というドイツの威信が鼓舞されたとき、諸政党はその政党原則、階級利益を放棄してその波に飲みこまれていったが、社会民主党においてもそれは例外ではない。一九〇七年選挙は、この傾向を決定的にした最後の事件といえよう。この後、陸海軍政策、植民地政策という本質的にナシヨナルな政策にたいする反抗は終結したのであり、この意味で一九〇七年は、たんに社会民主党のみならず、ドイツ政治史のうえでのターニング・ポイントであつたのである。<sup>(66)</sup>この社会民主党の穩健化は、一九〇七年シユトウツガルト第二インター大会および同年のエッセン党大会で決定的となる。

#### 四

党が第二インターに送つた代表団は、修正派と中央派および組合代表者から構成されており、急進派はほとんど加えられていない。<sup>(67)</sup>すなわち、一九〇六年マンハイム党大会以後、中央派と修正派・組合派との接近が顕著であり、急進派は孤立した状態におかれていたのである。この点からして、ドイツ代表団が植民地問題にたいして妥協的立場をとることは充分予期できることであつた。<sup>(68)</sup>

すでに一九〇四年のアムステルダム大会は、植民地委員会に植民地問題にたいする決議案起草を委託していたが、<sup>(69)</sup>ファン・コールと社会民主党右派を中心とする委員会多数派は、次の決議案を提出する。「社会主義は、全世界の

生産力を発展させ、あらゆる民族を最高の文明に導くであろうという考慮のもとに、大会は、あらゆる植民地政策に原則的に反対しない、というのも、それは社会主義体制のもとでは文明促進的に作用しうるからである」と。(70)のインターの原則から逸脱する多数派案にたいして、社会民主党中央派のレーデブル、カウツキーを中心とする委員会少数派は、原則にのっとつて次の修正動議を出す。「本大会は、資本主義的植民地政策が、その本質において、植民地原住民の隷属、労働強制、根絶を遂行せんとするものであるとの見解をもつ。資本主義社会が主張する文明を導く使命というものは、征服や搾取の欲望をおおい隠す仮面として奉仕するものにすぎない」と。(71)

両決議案は総会において論議されるが、従来公的な場で沈黙を守っていた修正派がここに公然とインターの原則的立場に挑戦したのである。多数派は、植民地政策が植民地および母国の発展に役立つこと、植民地は資本主義の段階を経過しなければならぬこと、そして、それがヨーロッパの過剰人口の受容ならびにヨーロッパ商品の販売に不可欠であることを挙げてその立場を根拠づける。(72)ダヴィット Edward David に至つては、「たとえカウツキーが帝国主義となづけるにしても、われわれは手に武器をもつてそこに行かなければならない」とさえ述べている。(73)少数派は、植民地政策は社会主義の根本原則の否定であるから、「社会主義的植民地政策」は論理矛盾であるとし、植民地原住民の生活改善は、資本主義国家の労働者階級のそれと同様拒否すべきであると規定する。(74)

両者の論争は、植民地政策が人間の発展にとっていかなる意味をもつかということに還元される。前者は、そのなかに精神的物質的進歩の原動力を、後者は、略奪と搾取、生産力および文明の否定をみている。植民地政策もつ進歩的側面と破壊的側面という矛盾の止揚のなかから労働者の解放、社会主義社会の建設を導き出す試みはなかつたといえる。また、ここでインターの限界が指摘できる。インターは、「あらゆる人間、あらゆる民族の平等」と

「あらゆる国家や民族の中で抑圧されているものの連帯」という「普遍的要求」をその原則としていたが、その運動はヨーロッパの枠を越えるものでなかった。したがって、植民地の解放は、ヨーロッパにおける社会主義革命の勝利の後にはじめて現実のものになるとの認識があった。<sup>(76)</sup> この限りにおいて、植民地原住民はヨーロッパ労働者の間接的同盟者として評価されず、資本主義の犠牲者として同情されこそすれ、インターの実践的闘争のなかにその解放を組み入れる姿勢が欠如していたのである。<sup>(77)</sup>

さて、ドイツ社会民主党は、一括投票の立場から全員一致して多数派案を支持するが、総会はからくも少数派案を採択し（賛成一二七、反対一〇七、棄権一〇）、<sup>(78)</sup> 原則的立場を守り抜く。ここで、少数派案に賛成投票したのは、ヨーロッパ各国の社会主義政党の左派と非植民地所有国の代表であったという<sup>(79)</sup>ことは、植民地所有国の代表の多くが、植民地政策のなかに自国労働者の利益をみいだしていることの証左ともいえよう。

インター大会の三週間後に開かれたエッセン党大会で、急進派はインター代表団を原則からの逸脱であるとして<sup>(80)</sup>激しく非難するが、中央派は、党分裂の回避、組合への配慮から修正派と結び、問題の所在を曖昧にする。党内で圧倒的勢力を得た中央派・修正派・組合派連合は、急進派の提案をことごとく拒否し、他政党との選挙連合を模索しつつ党勢力拡大に専心する。植民地問題も、党皇帝たるベーベルが、「植民地政策の追求はそれ自体罪でない。<sup>(82)</sup> 植民地政策はある状況のもとでは文化的問題でもあり得る。ただ肝要なことは、それが追求される方法にある」として、党政策の変更を求め、従来批判的の立場はもはや現実的なものとはみなされなくなったのである。



## おわりに

一九〇七年、ビューロー・ブロックの成立とともに、政府は植民地関係法案（西南アフリカ追加予算、入植者補償費、外務省植民局の省昇格）を相次いで成立せしめ、デルンブルク Bernhard Dernburg のもとで合理的な植民地経営を開始する。<sup>(83)</sup> この後第一次大戦に至るまで原住民反乱は勃発せず、原住民は植民地の資産の一部とみなされ、その生命、権利は国家によって保障される一方、鉄道建設による植民地開発が促進されたのである。<sup>(84)</sup> さらに、一九〇七年、西南アフリカにおけるダイヤモンド発見を象徴的事件として、植民地は次第に本国の需要をある程度満たすようになる。<sup>(85)</sup>

党は、一九二二年のタンガニーカ鉄道の部分的修復に賛成投票したことを契機に、一九一四年には、東アフリカ鉄道建設を認めるに至り、<sup>(86)</sup> ここにおいてその植民地政策批判は、実体として機能しがたく、認識の後退が現実となったのである。一九一四年八月四日、世界大戦勃発に直面して、党フラクシオンは、「帝国主義政策のカタストロフ」に言及し、その責任を「この政策のトレーガー」に帰したが、<sup>(87)</sup> それにたいして、党がミリタントな行動をおこす可能性はもはや存在しなかったといえよう。

## 註

- (1) M. E. Townsends, *The Rise and Fall of Germany's Colonial Empire 1884-1918* (New York, 1930), pp. 59-60. W. O. Henderson, *Studies in German Colonial History*, (London, 1962), p. x. A. R. Carlson, *German Foreign Policy, 1890-1914, and Colonial Policy to 1914, a Handbook and Annotated Bibliography*, (1970), pp. 40-43.

なお、第一次世界大戦に至るまでのドイツ植民地政策は三時期に区分できる。1、一八八四—一八九〇年。植民地帝国の確立と特許会社による海外進出の時期。2、一八九〇—一九〇六年。植民地における帝国の威信が確立。植民地行政をめぐる原住民反乱が生じ、植民地の経済的価値に失望が生じた時期。3、一九〇七—一九一四年。デルンブルグ B. Dernburg による合理的政策の開始。植民地政策批判が減少した時期。(Henderson, *op. cit.*, p. x. Carlson, *op. cit.*, pp. 40-41.)

(2) 「結集政策」および「ビュロー・ブロック」に関してはさしあたり次のものを参照。E. Kehr, *Schlachtfloottenbau und Parteipolitik 1894-1901*. (Berlin, 1930). D. Stegmann, *Die Erben Bismarcks. Parteien und Verbände in der Spätphase des Wilhelminischen Deutschlands. Sammlungspolitik 1897-1918*. (Berlin, 1970). G. D. Crothers, *The German Elections of 1907*. (New York, 1941).

大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(有斐閣、一九六二年)。同『ドイツ資本主義論』(未来社、一九六五年)。飯田収治「今世紀初頭ドイツにおける国内政治の一側面—いわゆるビュロー・ブロックの成立から解体へ—」(『金沢大学法学部論集』史学編一五、一九六七)。

- (3) Stegmann, *op. cit.*, S. 14. Kehr, *op. cit.*, S. 264.
- (4) Crothers, *op. cit.*, pp. 15-16. Stegmann, *op. cit.*, SS. 26-29.
- (5) Kehr, *op. cit.*, S. 147.
- (6) Crothers, *op. cit.*, pp. 23-45.
- (7) H. Spellmeyer, *Deutsche Kolonialpolitik in Reichstag*. (Stuttgart, 1931) SS. 16-17. K. Epstein, 'Erzberger and the German colonial scandal, 1905-1910', in: *The English Historical Review*, 74, 1959, p. 638.
- (8) Spellmeyer, *op. cit.*, SS. 45-46. 中央党はすでに一八八九年、条件付きで植民地政策支持の立場を示している。(ibid., SS. 27-41. H. C. Schröder, *Sozialismus und Imperialismus. Die Auseinandersetzung der deutschen Sozialdemokraten mit dem Imperialismusproblem und der »Waldpolitik« vor 1914*. (Hanover, 1968), S. 147.
- (9) Spellmeyer, *op. cit.*, S. 15.
- (10) Ibid., S. 43 u. 64. Schröder, *op. cit.*, S. 143.
- (11) Kehr, *op. cit.*, S. 147.

- (12) その例としては、一八八四―五年の「航路補助金問題」があり、すでにこの時点で植民地政策に対する諸潮流が党内に存在している。 Spellmeyer, *op. cit.*, SS. 20-24. Schröder, *op. cit.*, SS. 125-136. K. Brandis, *Die Deutsche Sozialdemokratie bis zum Fall des Sozialistengesetzes*. (Leipzig, 1931), SS. 85-96.
- (13) Schröder, *op. cit.*, SS. 137-141.
- (14) もちろんこの区分は便宜的なものであり、必ずしも各派が固守した植民地観をもつものでないことを指摘しておく。
- (15) *Ibid.*, S. 137. G. Weinberger, 'Die deutsche Sozialdemokratie und die Kolonialpolitik', in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1963, Heft 3., SS. 405-407. "Sozialdemokrat", 19. 6. 1884.
- (16) 「植民は資本の蓄積であり、資本の蓄積は悲惨の蓄積である。要約すれば、これがマルクスの立場であり、植民地問題における党の立場である」。 (*Ibid.*, 10. 7. 1884)
- (17) Spellmeyer, *op. cit.*, S. 17.
- (18) F. Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*. (Berlin, 1960), S. 619.
- (19) A. Bebel, hrsg., *Die Sozialdemokratie im Deutschen Reichstag*. (Berlin, 1909), S. 194.
- (20) *Ibid.*, S. 193.
- (21) Schröder, *op. cit.*, S. 143. Weinberger, *op. cit.*, S. 407.
- (22) Schröder, *op. cit.*, SS. 143-145. M. Victor, 'Die Stellung der deutschen Sozialdemokratie zu den Fragen der auswärtigen Politik (1869-1914)', in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 60, 1928, SS. 158-167.
- (23) E. König, *Von Revisionismus zum „Demokratischen Sozialismus“ — Zur Kritik des ökonomischen Revisionismus in Deutschland*. (Berlin, 1964), S. 95.
- (24) Schröder, *op. cit.*, S. 146. Weinberger, *op. cit.*, S. 415.
- (25) 修正主義に關しては次のものを参照。 P. Gay, *The Dilemma of Democratic Socialism—Eduard Bernstein's Challenge to Marx*. (New York, 1962). H. Heidegger, *Die deutsche Sozialdemokratie und der nationale Staat, 1870-1920*. (Göttingen, 1956). A. J. Berlan, *The German Social Democratic Party 1914-1921*. (New York, 1949). C. E. Schorske, *German Social Democracy 1905-1917, The Development of the Great Schism*. (Cambridge/Mass., 1955). S. Miller, 'Das Problem der Freiheit im Sozialismus'. (Frankfurt a. M.), W. Maehl, 'The Triumph of Nationalism in the Great Socialist on the Eve of First World War', in: *The Journal of Modern History*, Vol. XXIV, 1952. H. J. Marks, 'The Sources of

- Reformism in the Social Democratic Party of German 1890-1914', in: *Ibid.* Vol. XI, 1939.
- (26) E・ヘルンシュタイン『社会主義の前提と社会民主党の任務』(『世界大思想全集』河出、昭三五)一七二頁。
- (27) 前掲書、一七一―二頁。
- (28) 前掲書、一七二頁。E. Bernstein, *Der Sozialismus und die Kolonialfrage* (*Sozialistische Monatshefte*, 1900), S. 549.
- (29) *Ibid.*, S. 560.
- (30) Spelmeyer, *op. cit.*, SS. 130-131. B. J. Horde, 'Socialistic Theories of Imperialism prior to the Great War', in: *The Journal of Political Economy*, XXXVI, 1928, pp. 577-583.
- (31) この見解は、当時の帝国主義者にスタンダードなものであった。(Schröder, *op. cit.*, S. 17.)
- (32) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitags der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands*, Mainz, 1900. (以下「*Protokoll*」と略記) S. 245.
- (33) *Ibid.*, S. 245.
- (34) *Ibid.*, S. 245.
- (35) *Ibid.*, S. 245.
- (36) *Ibid.*, S. 193 u. 212.
- (37) J. Braunnthal: *Geschichte der Internationale 1864-1914*. (Hannover, 1961), S. 311.
- (38) *Ibid.*, SS. 314-315.
- (39) *Ibid.*, SS. 315-316.
- (40) Crothers, *op. cit.*, p. 214.
- (41) König, *op. cit.*, S. 97. レーデブル George Ledebour は次のように述べてフラクシオン擁護をした。「われわれ社会主義者が搾取的な植民地政策の敵であることは自明のことである。しかし、ドイツ帝国がひとたびこの領地を所有してしまった後には、帝国は一定の義務をも負うのである。そしてこの義務には、生命の保護ということが含まれている。政府は植民者の生命を保護する義務をもつ、それゆえ、われわれは政府がそのための手段を要求したとき、反対投票をせずに、投票を保留したの「べき」。(Protokoll, Bremen, 1904, SS. 203-204)
- (42) R. Michels, 'Die deutsche Sozialdemokratie', in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 64, S. 509.

- (43) Marks, *op. cit.*, pp. 336-341.
- (44) ミハルズの研究によればフラクションの労組幹部数は次表のようになっていいる。
- (45) Schorske, *op. cit.*, p. 59.
- (46) *cf.* Epstein, *op. cit.*
- (47) Schröder, *op. cit.*, S. 143.
- Spellmeyer, *op. cit.*, S. 64.
- (48) つの間の事情に關しては Crothers, *op. cit.*, pp. 86-102.
- (49) *Ibid.*, pp. 105-106. Schorske, *op. cit.*, pp. 59-60.
- (50) Crothers, *op. cit.*, p. 106.
- (51) *Ibid.*, p. 106.
- (52) *Ibid.*, p. 107.
- (53) Vgl. D. Fricke, 'Der deutsche Imperialismus und die Reichstagswahlen von 1907', (*Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 1961, Heft 3.)
- (54) Crothers, *op. cit.*, pp. 119-140.
- (55) *Ibid.*, pp. 121-122.
- (56) Schorske, *op. cit.*, p. 60.
- (57) 「労働組合の利害にも、党の利害にも、同じく關係のある行動をする場合、一系みだれぬ前進をもたらすために、両組織の中央指導部は、相互の意志の疎通をはかるべきである。」 (*Protokoll Mannheim 1906*, S. 138.) なお、この時点で運動の指導権が組合に移行したと主張する論者もある。(Schorske, *op. cit.*, p. 53.)
- (58) Crothers, *op. cit.*, p. 146.
- (59) *Ibid.*, pp. 148-149.
- (60) *Ibid.*, p. 150.
- (61) *Ibid.*, pp. 166-183.
- (62) *Ibid.*, pp. 175-176.

選挙年	党議員数	労組幹部数
1898	56	12
1903	81	19
1907	44	13
1912	110	36

Michels, *op. cit.*, S. 509.

- (39) *Ibid.*, pp. 211-220.
- (40) 垂水節子「ドイツ社会民主党と植民地問題——一九〇七年選挙の諸問題——」(『現代史研究』、二二号、一九六八)、一九頁。
- (41) Crothers, *op. cit.*, pp. 211-212.
- (42) *Ibid.*, p. 12. Schorske, *op. cit.*, p. 85. Schröder, *op. cit.*, S. 188. C. J. H. Hayes, 'German Socialism Reconsidered', in: *American Historical Review*, XXIII, 1917, pp. 92-93.
- (43) Schorske, *op. cit.*, p. 80.
- (44) Michels, *op. cit.*, S. 148. Crothers, *op. cit.*, p. 214. レーニン W. I. Lenin は、この大会における社会民主党を次のように回顧している。「目立った、悲しむべき現象は、これまでいつもマルクス主義の革命の見地を守りとうしてきたドイツ社会民主党が、動揺した立場、あるいは、日和見主義的立場をとった党としてあらわれたことである」。(『レーニン全集』一三巻、大月書店) 七六頁。
- (45) Braunthal, *op. cit.*, S. 324.
- (46) K. Kautsky, *Sozialismus und Kolonialpolitik*. (Berlin, 1907), S. 4.
- (47) *Ibid.*, S. 8.
- (48) *Ibid.*, SS. 6-7.
- (49) *Ibid.*, S. 7.
- (50) Braunthal, *op. cit.*, SS. 325-326.
- (51) *Ibid.*, S. 310.
- (52) Kautsky, *op. cit.*, SS. 76-80.
- (53) Schröder, *op. cit.*, SS. 164-165. Weinberger, *op. cit.*, SS. 416-418.
- (54) Schröder, *op. cit.*, S. 195.
- (55) *Ibid.*, SS. 195-196. Schorske, *op. cit.*, pp. 84-85.
- (56) *Protokoll Essen, 1907*. SS. 245-247.
- (57) 議長ジンガーは、植民地政策については党内で、「ひとつだけの意見が支配しており、しかも、このうえなく鋭い拒否の意見が支配していることには疑問の余地がない」(*Ibid.*, S. 226)と述べたし、ベーベルも代表団の行為を黙認している。( *Ibid.*, S. 272.)

- (87) *Ibid.*, S. 271.
- (88) Townsend, *op. cit.*, pp. 246-252. Schröder *op. cit.*, S. 198. Carlson *op. cit.*, p. 53.
- (89) Townsend, *op. cit.*, pp. 247-248.
- (90) *Ibid.*, pp. 257-259. Schröder *op. cit.*, S. 198.
- (91) Spellmeyer, *op. cit.*, S. 135.
- (92) Berlau, *op. cit.*, pp. 68-70. Schröder *op. cit.*, S. 19.

(文学部助手)